

〈研究ノート〉

名古屋遷府以前の城下町清須

——都市構造と支配体制の在り方をさぐる——

茨 志 麻

はじめに

先に筆者は、「近世城下町名古屋」の形成について⁽¹⁾において、近世初期の都市研究の立ち遅れを指摘し、「家康の手になる近世城下町」の特色を最もよく示していると考えられる名古屋城下町の研究の深化の必要性を強調して、その建設手法を考察した。すなわち、近世名古屋の建設には、①近世統一権力を背景に、中世的複数同心円構造を解体し、城を中心とする一つの同心円構造にまとめあげられた、②それ以前の東西方向に連なる町を、理念上、南北の縦軸優位の形態に組み換えられた、③旧在の町は、域外に追いやられることなく、城下町内に取り込まれた、④寺院と異なり、神社は会所地を利用して残された、等の諸特徴があり、その城下町は、新規のものとして突然にそこに現出されたものではなく、遷府以前の名古屋の諸要素を再編しつつ行われたものであることを明らかにした。

さて、近世名古屋というのは、それまでの清須の城下町を遷府することによって、尾張における新たな近世城下町として形成された

ものである。そこで、本稿においては、遷府前までの清須の状況を織田氏時代・豊臣氏時代・徳川氏時代の三期に分けて追う。そして、その近世城下町としての「都市構造」の諸要素が、ほぼ信雄時代に既に備わっていたこと、このため、豊臣氏時代以降は、城下町の「支配体制」の整備が都市変革の主眼となっていたことを確認する。そして、この時代以降の、近世城下町形成期における城下支配体制の在り方を、町奉行を中心に考察し、それが幕藩体制確立後の町奉行とは異なり、「商業地たる町場及びそこに住む、商いを生業とする者たちの主として身分的な支配を行う奉行」であったことなどを明らかにして、更に近世名古屋に続く町奉行の流れを概観する。また一方、名古屋遷府の必要性の理由についても簡単に触れたい。

一 織田氏時代の清須

清須は南北朝初期には「清須御厨」として存在していたが、文明期、尾張に内部した守護代織田敏定の時代に、守護斯波氏を迎え、守護在城の地となり、尾張の政治の中心としての清須城下の基礎が

築かれた。守護代織田家の下には、三奉行があり、次第に実権を握んでいったが、その三奉行の一角、信長の父、信秀であった。天文の初め、信秀は、信長の誕生を契機に、彼を那古野城に入れ、自らは古渡に移った。

それではまず、信長の清須入城前後の時期の城下町の様相を見た

。「信長公記」の「築田弥次右衛門御忠節の事」の条には「清須に那古野弥五郎とて、十六・七若年の人数三百ばかり持ちたる人」がいて、清須の城中を分裂させたとの事件が記されている。その際、斯波義統臣下の築田弥次右衛門という者が、信長のもとに来て忠誠を誓ったので、信長は「御人数清洲へ引入れ、町を焼払ひ、生城に仕」ったという。生城（はだかじろ）とは城下町が焼き払われた城と解釈され、ここから清須城下に「町」「城下町」が存在していたことが確認される。また、「那古野」姓を名乗る武士、つまり名古屋を拠点に成長したと思われる武士がそこで活動していたことも知られる。

次いで、天文二十三（一五五四）年七月の「柴田権六中市場合戦の事」条からは、当時そこに「中市場・山王口・誓願寺（成願寺）・乞食村・町口大堀」があったことが分かる（『信長』三四頁）。更に織田信広（信長の異母兄）が、信長への謀叛を企図した際の記述には、信広が「清洲町通り」を通るとあり、当時、清須城下には「清洲町通り」があったこと、また「町人も惣構をよく城戸をさし堅め、信長御帰陣候途人を入るべからず、と仰せられ候て……」とあって、惣構内、城戸＝城門の内側に「町人」がおり、戦闘の際には、彼ら

も戦ったこと、加えて、「究竟の度々の覚の侍衆七・八百輩を並べ御座候の間、御合戦に及び一度も不覚これなし」とあり、有力な部下達が城下に集住していたことが読み取れる。

また、市場については、先行研究により、城の北側の内堀の周辺に御園、城南山王社門前に中市場、北の外堀の付近に小市場、北西の外堀を出てすぐの所に北市場という合計四つが立っていたことが明らかにされている。

以上、当該期清須に、市場が存在し、また、全てではないにしろ、すでに城下への有力家臣の集住がなされていたこと、しかしながら、惣構内にも町人がいて、戦闘に参加しており、身分の分離、及びそれに伴う居住地域のゾーニングが行われる段階には至っていないかったようであるということが分かる。これは、未だ中世段階の一戦国大名の「惣構の中に武士と直屬商工業者が居住し、その外に市場が存在する二元的な構造」を持った城下町の形態といえる。

なお、当時、人々は「清洲と云ふ所は國中真中にて富貴の地」（『信長』七六頁）と認識していたようであるが、永禄六（一五六三）年七月、小牧への城と城下町の移転が決定されて、清須の信長時代が終わる。

下って、天正十四（一五八六）年になると、信雄が、前年末の震災で居城長島城が被災したのを契機に清須の大改修を行い、そこに入府した。これは文字通りの「大改修」であり、規模が大幅に拡大したのみならず、その城下町は、信長時代の、城下町の南北に市場が存在する「大名居館＋家臣団＋直屬商工業者」→「市場」という構造から、「大名居館＋家臣団」→「町屋」という構造へ変化させられ



図1 信長時代及び名古屋遷府直前の清須の様相

「清須城下推定図」(『名古屋市博物館常設展 尾張の歴史 展示解説Ⅳ』同博物館 1981年5頁)及び「清須総図」(『尾張名所図会 下巻』愛知県郷土資料刊行会 1970年2～5頁)を基に作成

注1：()は「清須城下推定図」に記載されているもの

〈 〉は「清須総図」に記載されているもの

それ以外は上記2図に共に記載されているもの

注2：斜線部分は信長時代の清須の様相一城と城下町及び市場一

梅本博志「信長期における清須城下町の様相」(『清須 研究報告編』東海埋蔵文化研究会 1989年)中の記述を基に推定位置を加筆

注3：図の清須城下の姿は、天正14(1586)年の信雄による清須大改修以降、その基本的な形が出来上がった。

たと考えられる。すなわち、(図1)の斜線部のような信長時代の清須の様相が、同図全面に見られるような城下町の姿に変えられたのが、この改修工事であったのである。それはその後の清須城と城下町の骨格を形成したもので、ここにおいて清須は、総構内に市町をも取り込み、総構の確立・成立及び惣町の成立を見た⁸⁾と言ひ得る。また、この城下町の建設は、「同年の知行替により、在地性を止揚して武士を集住させることで初めて成立し得たもので、中世的拠点集落網の廃絶と一体のこととして行われ、近世的知行制の創出に裏打ちされ、あらゆる意味で尾張の近世の到来を具現化したもの⁹⁾」との評価がある。すなわち、天正十四年の改修により、清須は「近世的な城下町」としての諸条件をほぼ具備したといえる。しかし、残念なことに当時の具体的な様相を直接に物語る史料は管見の限り見当たらない。

二 豊臣氏時代の清須

小田原陣後、秀吉の転封命令を拒んだ信雄は下野那須二万石を給され、佐竹氏預けとされた。これにより、清須は羽柴秀次に与えられて、豊臣政権の勢力下に組み込まれ、文禄四(一五九五)年の秀次処刑後は福島正則が引き継いだ。前述のように、天正十四年の清須大改修によって、以後の清須城下町の基本的な形態が整えられたわけであり、この時期の清須は、町奉行制の確立をはじめ、都市の支配体制の整備にその変革主題が移っていった。ここでは、当該期清須の状況を確認するとともに、近世城下町形成期における城下町支配体制の在り方を、町奉行を中心に考察する。

さて、文禄二(一五九三)年十二月十四日、秀吉の命を受け、秀次の実父である三好吉房から「清須衰微」のため、「一 清須之町江在々々越候て居住百姓共、相改、前々在所江還住可仕事。一 尾州之百姓小者に成候而方々に有之分相改、本之在所へ可召返事。(後略)¹⁰⁾」といった命令が出された。

小島道裕氏は、一連の戦国城下町研究で、市町の統合による「町」の誕生により、領主自身の城下町の直接管理が開始したとし、戦国期安土に「おそらくそれまでは存在しなかった職掌として」、町奉行の誕生を想定した。そして、天正十六(一五八八)年の蒲生氏郷松坂掟に町中の問題に対応する「奉行」の語を見出し¹¹⁾ているが、この清須においても、先の命を遂行するため、文禄二年十二月二十三日に「一 清須町奉行之事、池田丹後・日比野下野・三輪五右衛門、両三任に被仰付」と、三人が清須町奉行を仰付けられたのであった。そして翌日、「清須町中に有之在々百姓改、町奉行衆江被仰出」られたのである(『駒井』五二頁)。

翌三(一五九四)年正月二十日、まず池田と日比野の分の帳面が書き上げられ(『駒井』五二四頁)、それに二月二十三日に三輪の分が加えられたものが、「清須町奉行 家改帳」として三好のもとへ提出された(『駒井』五三八頁)。その結果は、以下のようなものである。少々長くなるが、後の論にも関わってくるので、史料をそのまま引用する。

〔史料1〕

○一 三輪五右衛門請取分之町

一 四拾軒 京町／一 九拾五軒 長者町／一 二拾軒 本

町／一 五拾七軒 中市場／一 四拾六軒 竹屋町／一 三
 拾六軒 上島町下／一 拾五軒 片新町／一 三拾八軒 は
 りや町／一 三拾貳軒 中須賀口／一 六拾壹軒 上島町
 上／一 九拾八軒 いくる浦町／一 九拾八軒 順礼池町／
 一 六拾八軒 吳服町／一 貳拾貳軒 本町中町／一 四拾
 軒 寺野町／一 六拾九軒 名護屋町／一 貳拾貳軒 かな
 や町／一 六拾四軒 勝万寺町／一 百三拾五軒 本町上ノ
 分／一 五拾五軒 下町

合千百拾壹軒 内

二百六拾九軒 尾州在々より
 他国へこし候分

百貳拾五軒 他国之者

四拾九軒 奉公人分

六百三拾七軒 清須前々町人

貳拾軒 名護屋々之町人

六軒 熱田々町人

五軒 こまきより町人 以上

一 池田丹後入道請取分之町

一 八拾四軒 永安寺町／一 四拾九軒 伊勢町／一 六拾
 五軒 ねりや町／一 七拾八軒 田町／一 五拾七軒 大津
 町／一 五拾四軒 桑名町／一 百三拾六軒 新町／一 貳
 拾貳軒 中小路町／一 貳拾六軒 北市場桶屋町／一 三拾
 貳軒 下町桶屋町／一 九拾五軒 鍛冶屋町分／一 貳拾七
 軒 北市場下町分／一 五拾三軒 見その新町／一 六拾五
 軒 山田町

合八百四拾參軒 内

三百九拾九軒 前々々清須町人

三百三拾八軒 尾州在々者

百六軒 他国之者 已上

一 日比野下野守請取分町

一 八拾五軒 宮町／一 百五軒 こまき町／一 四拾九軒
 北市場／一 百一軒 ひさ町
 大工町／一 三拾八軒 鍛冶屋町／一
 三拾五軒 山田町／一 百五拾五軒 みその町／一 五拾
 三軒 長島町／一 五拾六軒 入笠町／一 九拾八軒 新町
 合七百七拾五軒 内

百六拾軒 尾州在々々町へ越分

八拾四軒 他国之者

拾四軒 奉公人

五百拾七軒 清須前々々町人

小牧前々町人

あつた宮前々町人 已上

右惣都合之内 七百六拾七軒 尾州在々々相越分有

《駒井》五五七・五五八頁

ここからは、元から清須城下にいた者達に加え、名古屋や小牧、
 熱田といった周辺の町場、更に尾張国在々や他国からも当時、人が
 集まっていたことが分かる。また、三輪請取分の京町に始まり、日
 比野請取分の新町に至るまで、総計二七二九軒が軒を連ねていたよ
 うで、その個々の具体的な町名も知ることが出来る。
 ところが、このような繁栄した城下町であったにも関わらず、四

月三日には、秀吉から、清須町中に尾張の在々所々からやって来た者たちは元の土地に戻り、田畠荒地を耕し、郷の役を勤めるように、更に、それに伴って町末にできた明地は耕作するようにとの掃農令が出されたのである（『駒井』五五六頁）。その目的は、人口の都市集中による農村の疲弊を防止し、また、農民階級を固定化してその武士化・町人化を防ぐということであったと思われる。この背景には、朝鮮出兵に伴う、軍事力強化の必要性、すなわち、生産力の更なる向上が求められたということもあるであろう。しかし、裏を返せば、それほどまでに、当時の清須が都市としての人々の吸引力をもっていたことの証左でもあろう。

なお、身分分離とそれに対応した居住区の分離は前段階より進んでいたであろうものの、これにより、以後、城下の町末には耕作地

も見られるような状態になったのではないかと推測される。そして、更に二十五日にも、田畠がない者も古郷へ帰り、荒地を耕作すべしとの命が駒井から三輪五右衛門・勝田六蔵・三輪八蔵へ伝えられた（『駒井』五六九頁）。

以上、当時の清須城下の状況を確認してきたが、この時期の町奉行は、幕藩体制確立後のそれとはかなり異なる存在であった。そこで次に、この近世城下町形成段階における町奉行の問題を、その職掌を中心に考察してみたい。

先にも示した〈図1〉は遷府直前の清須である。同図は、名古屋博物館の常設展示解説書所載の図を下敷きに、「尾張名所図会」中の「清須総図」〈図2〉を利用して作成した。「清須総図」は、清須の鳥瞰図で、近世後期のものではあるが、そこには当時の清須の

図2 近世の清須—『尾張名所図会』より
「尾張名所図会」下巻（愛知県郷土資料刊行会 1970年）2～5頁

姿に加え、往古存在していた寺や屋敷が「××址」と明記されている。旧清須城下は名古屋遷府以後、近世を通じて一農村、そして美濃路の一宿駅としてささやかに存続してゆくのみであり、その町場景観に特筆すべき変化はなく、遷府以前の清須の姿を、そこからおよそ推し量ることができると思われる。この〈図1〉に現れている地名と先の〈史料1〉「駒井日記」の清須町奉行請取分として現れた町名を比較すると、次のようなことが浮かび上がってくる。

まず、〈図1〉には記載されているが、〈史料1〉に出てこない主な町名を挙げると、それらは、番町・伝馬町・浦町・霞町・廻間町・材木町・船枋町・鍋屋町・高毛町・鷹匠町・朝日町・野田町・小市場・小人町・弓町といったものである。

「名古屋府城志」によると霞町は清須では雇船を掌り、霞山を賜⁽¹³⁾って、その葦で商いをしていた。また、廻間町や船枋町も名古屋遷府当初はその名の頭に「霞町」を冠しており、同様の仕事をしていた町と思われる。加えて、浦町や材木町といった町々も外堀端に位置しており、これら四つの町には河岸での荷の運搬に関わる者達が居住していたと考えられる。一方、伝馬町はその字のごとく、伝馬役をつとめる町である。

かわって、「寛延旧家集」という史料には、近世名古屋鍋屋町に鑄物師水野太郎左衛門が代々居住していたこと、同家が信長以来の領主に仕えて来ており、鑄物職の黒印状や朱印状を賜っていること、清須へ移ってきたのは文禄二年であることが述べられている⁽¹⁵⁾。おそらく、清須においても太郎左衛門は鍋屋町に住み、領主の御用を承っていたものであろう。また、同史料には「清須越之者」として他

に五家の鍋屋町在住の鍋屋・鍋職人が列挙されていて、彼らもまた、清須においても鍋屋町に集住していたと考えることが可能であろう。すなわち、同町は領主に仕える鑄物職人たちの住む町であったわけである。加えて、番町や鷹匠町・小人町・弓町もその名から想像するに「町」とはいえ、一般の「町人町」であったとは想像しがたい。その住人には、領主との極めて密接な支配・被支配関係が感じられる。

また、小市場・朝日町が清須町奉行請取分の中に入っていない理由は不明だが、あるいは、前者は「名古屋府城志」に「清須北市場から移り、旧名を北市場町といった」と記されていること、後者は朝日村の出町であったことに何らかの関係があるかも知れない⁽¹⁷⁾。

小島道裕氏は、町奉行誕生の理由を直属商工業者と市町の統合により、新たな町人居住区としての「町」が生まれ、もはや大名と個別の主従関係で結ばれているわけではない彼らを城地と一体の直営都市に抱えたため、領主自身による直接の管理の必要が生まれたと説明した⁽¹⁸⁾。そこから類推すると、領主とのつながりを強くもっている職人などの者たちに対しては、町奉行による支配を行う必然性は当初にはなかったはずである。

すなわち、清須城下に存在しながら、「駒井日記」の清須町奉行請取分から除外された町には、領主が支配する城下町において物流などの都市的機能に関わった者、領主に従属し、何らかの役を負担していた者、や商人というよりは職人というべき存在の者、たちが居住していたとはいえないであろうか。逆というならば、「清須町奉行」が掌握するべきものとされていたのは、純粹に店が

並び、商取引を行うために存在した町、すなわち、商人の居住する町、そしておそらくは中世以来の「市」の系譜を引き、その発展上に生まれた町に限られていたと言えよう。

このため、豊臣氏時代の町奉行の基本となる職務、それは市町の系統をひく町やそこにあつた商人たちの統制をすることにあつたと考えられる。当該期の「町奉行」とは、幕藩体制下におけるそのような、「町人地及び町人の支配を行う奉行」⁽¹⁹⁾ なのではなく、「商業地たる町場及びそこに住む商いを生業とする者たちの主として身分的な支配を行う奉行」であつたように思われるのである。

なお、〈史料1〉に列記された城下の町名を〈図1〉上に確認してゆくと三輪請取分の町は清須城の南に、池田請取分の町は城の西におおよそまとめることができるであろう。つまり、三人の町奉行たちは、それぞれほぼ地域ごとに、その任務を分掌していたと考えられる。

ところで、秀次から発給された天正期の尾張の諸士等への知行安堵状は、天正十八（一五九〇）年に岡崎城主となり、後に秀次の大老の一人となつた田中吉政の名前で出されている。⁽²⁰⁾しかし、先に引用した一連の「駒井日記」の記事や近世名古屋城下の上御園町の紺屋平左衛門家に伝えられた

〈史料2〉

其町市之事

如前々、八日、十八日、廿八日

一ヶ月三日可相立之状如件

文禄三年午七月朔日 三位法印 常閑 花押
みその町老衆中⁽²¹⁾

といった史料からは、清須城下町の支配については、秀次の実父で、天正十八年には、尾張国犬山城主十万石、そして、後には清須城へ移つた三好吉房が統括していたことが分かる。つまり、そこには、「三好吉房―三清須町奉行―城下の市町の系譜をひく商人たち」といった支配系統が存在したのである。

また、清須の「丹羽信因氏所蔵文書」中には、天正十八年八月二十七日付で秀吉から「尾州清須町」に宛てられた、伝馬、諸役・押買狼藉、喧嘩口論についての「条々」が残っている。すなわち、町の安定のための保証は、実質的には、尾州領主秀次ではなく、秀吉によって成されていたものと解釈される。加えて、先の一連の「駒井日記」の記録に見られるように、清須の城下調査命令や帰農令といった具体的な秀吉からの命令もあわせて考えると、清須城下の都市経営にあつては、秀吉がかなり、前面に出てきている。これは、当該期清須の城下町としての重要性を示していると思われる。更に、この清須支配の問題は、尾張を中心とする個別領主的存在であつた関白秀次と大閥秀吉との関係という豊臣政権の構造にも関わつていく論点⁽²⁴⁾であり、その意味するところはかなり重く思われるが、本論では、とりあえず、上記の点を指摘しておくに止める。

以上、豊臣氏時代の清須にはすでに町奉行が生まれ、市町の系統をひく町とその町の商人たちの統制を行うなど、城下町の運営体制もかなり整つていたことが確認される。そして、その後の町奉行のありかたは、それを基点にして展開していったと思われる。

三 徳川氏時代の清須

関が原の戦い後の慶長五（一六〇〇）年、清須には、武蔵忍から家康四男の松平忠吉が五二万石の城主として移封されてきた。そして、更に、慶長十二（一六〇七）年には、忠吉の死去により、家康の九男、義直が甲府から移された。この時、義直はまだ八歳であったため、尾張の政事は犬山城の平岩親吉に任せられたが、間もなく、義直の家臣、山下氏勝の献言をいれ、家康は、名古屋遷府を決定したのであった。そして、慶長十三（一六〇八）年ごろから、遷府にむけての準備が開始された。ここでは、この名古屋遷府直前の徳川氏時代の清須の具体的な様相を確認し、また、名古屋遷府の理由について簡単に触れたい。

先述の〈図1〉からは、遷府直前の清須の具体的な姿のおおよそを知ることができる。また、千田嘉博氏は、地籍図の分析から、清須城下町東部と総構を南に越えた外町端部分に寺院地区が存在していたことを明らかにした。〈図1〉に見られる「寺屋敷」「法華寺町」「寺町通」「寺小路」といった地名からも、すでに寺町が形成されていたことが確認される。

すなわち、当該期清須には、これまでに見てきたことから、家臣団の城下への集住、市町の総構内への取り込み、寺町の形成といった近世城下町としての都市構造上の基本的諸条件がすでにほとんど備えられていたことが確認され、その城下町としての成熟度はかなりのものであったことが分かる。

しかし、この最終期の清須は、総構内の収容力が限界を越え、大

道寺氏のような大身であっても城近くには屋敷地を確保できず、総構外には大規模な外町が出現する状態で（〈図1〉参照）、総郭型から内町・外町型へ城下町プランの変容がみられていた。³¹ 一般に、名古屋遷府は、大坂の陣を控えた家康が、戦略上の必要性から行ったといわれている。³² しかし更に、このようなスプロールの城下の拡大状況を打開し、旧来の様々な要素を消却あるいは整理・再編成し、この尾張に新たな近世城下町を建設することの必要性が、名古屋遷府の決定的原因となっていたと考えられる。

最後に、近世名古屋に続く町奉行の流れを概観する。

「編年大略」の慶長十二年条には、「一 平岩主計頭、為御名代清須へ来、国政を執行、自今以後、犬山城ハ為城代、同苗掃部頭計差置、其身清須在城之筈に、神君被仰付之。依之家来従甲州清須并犬山両所へ有転替之備。清須町奉行、忠吉卿之時、進士清三郎、松井勘兵衛也。忠吉卿御逝去、進士ハ浪人、松井一人に主計頭家来、青山作兵衛指副と云々」と記されており、忠吉時代には、進士清三郎と松井勘兵衛という二人の者が清須の町奉行を勤めていたことが指摘できる。進士がどのような人物であったのかは不明であるが、松井については「士林沂洄」に松井武兵衛の弟として「松井某、勘兵衛、忠吉君於武州忍被召出、賜五百石、為町奉行。統而奉仕于敬公」（徳川義直筆者注、職如元。寛永元年子十一月二十五日卒）（『士林』三 一一六頁）との一文が見られる。これより、勘兵衛が忠吉の忍時代からの町奉行であり、義直の下でも町奉行として働いていたことが知られる。

また、舎人源太左衛門経長という者も忍、清須の町奉行を勤め、

義直の下でも引き続き、名古屋の町奉行を勤めた。「編年大略」の慶長十五（二六一〇）年条には「一名古屋之時名古屋を以て越越の字務越るか、町奉行舎人源太左衛門に主計頭家来相原内匠相副」とある。この舎人経長の祖父重経は舎人村にあったが、北条氏にその城を抜かれ自殺したという。そして、父重秀もやはり武州足立郡舎人城にあって、永祿六（一五六三）年八月以来、北条家に仕えていた（『士林』二二五五頁）。すなわち、舎人氏は関東にその出自を持つ武士であったが、北条氏滅亡後、経長の代に至り、徳川に仕えるようになったのである。「士林沂泗」の経長の条には、「源太左衛門、仕北条陸奥守、与加藤源太左衛門同名、時人称両源。北条家滅後、於武州、神君被召出、附属干忠吉卿、為忍町奉行。関原役供奉、得首級。忠吉卿拜尾州之後、為清須町奉行。敬公御代、為名古屋町奉行、領五百石。大坂之役、雖耆老以武功故、特命供奉、于時六十一歳、及老辞職致仕之後、以家領之内二百石為隠居料」（『士林』二二五五頁）と記されている。このように経長もまた忠吉に附属し、忍、清須の町奉行を勤め、義直の下でも引き続き、名古屋の町奉行となっているのである。

なお、経長に副えられた相原内匠というのは、名を広親といい、甲州御獄に生まれて武田家に仕え、後、家康に帰服したもので、小田原攻めの後、平岩親吉に属した。「士林沂泗」には「慶長年中、敬公封尾州、平岩親吉監国務。広親為町奉行、領五百石。老年致仕、分其采地百五十石為隠居料。寛永六年巳閏二月廿八日卒」（『士林』一三九三頁）と「町奉行」であったことが明記されており、舎人源太左衛門に相副となつてゐるものの、後と同様、町

奉行がすでに二人体制であったことを想像させる。

このように、忠吉以降の町奉行を確認してゆくと、忍、清須、名古屋と土地をかえても、同一人が、引き続きその任にあつており、その間に決定的な断絶は見られない。すなわち、このことは、清須町奉行の制度を中心とする城下運営のあり方が、近世初頭、忠吉が清須に入った頃にはすでにある程度固まっていたことを示すものではないかと思われる。

おわりに

以上、遷府直前までの清須の様相を追った。一戦国城下町にすぎなかった信長時代の清須が、英雄による天正十四年の大改修により、その後の清須の骨格ともなるべき城と城下町に生まれ変わり、近世城下町としての形態上の基本的な諸条件を整えた。これをうけて、続く豊臣氏時代の清須城下町は、都市としての構造上の変革を行うよりも、その規模を順次、拡大してゆく傍ら、町奉行制をはじめとする城下の支配体制の整備の段階にあつたと考えられる。こうして、すでに、徳川時代の最終期の清須の城下町は、都市形態上も城下町の支配体制上も、近世城下町としての基本的な要素を、ほぼ備えていたと推測される。しかしながら、先述のように、スプロールの城下の拡大状況を打開し、旧来の様々な要素を消却あるいは整理・再編して、この尾張に新たな近世城下町を建設するために、名古屋遷府が決定されたのであつた。

〈図一〉と〈図三〉を比較すると、遷府直前の清須城下町と整然とした都市プランを持つ近世名古屋城下町の間には、その外観上に



図3 近世名古屋城下町

『図集 日本都市史』（高橋康夫他編 東京大学出版会 1993年）166～167頁所収「宝永期の名古屋」

劇的な変化が確認される。しかし、これまでの考察から、両城下町間で、近世的な城下町としての構成上の諸要素及び城下経営上の制度的な成熟度においては、それほど大きな変革があったとは思われない。最終期の清須は、構造上の諸要素の側面から見ても都市経営の在り方の側面から見ても、その近世城下町としての内実においては、段階的に一定度の到達点を示していたと考えられる。その、清須における到達点を継承し、また、それを最大限活かしつつも、遷府前の清須及び名古屋に存在していた前代の様々な要素を消却もしくは再編して、極力「整理」することによって現出されたのが近世名古屋城下町であったということができよう。

注

(1) 『年報 都市史研究 4 市と場』山川出版社、一九九六年

(2) なお、現行地名では「清洲」であるが、史料上は「清須」と記述されることが多く、本論文では「清須」という表記で統一することにする。

(3) 奥野高広・岩沢應彦校注『信長公記』角川書店、一九六九年、三二頁。以下、同刊本を「信長」と略記する。

なお、同書の注は、この事件を天文二十一（一五五二）年のことかと推量している。

(4) 『信長』四六頁。ただし、下村信博氏は「文献からみた清須城下町の変遷」〔清須 織豊期の城と都市〕研究報告編 東海埋蔵文化財研究会、一九八九年、六一頁）において、清須城下に七・八百人の武士を常駐させたものの他の多くの家臣はこの時期も領地に居住していたと推測している。

(5) 小島裕道「戦国城下町の構造」〔日本史研究〕二五七、一九八四年）や『清須 織豊期の城と都市』研究報告編 などによる。

(6) 前註 (5) 小島論文、四六頁

(7) 小島裕道氏は、天正十三（一五八五）年、十四年頃を近世城下町成立過程上の一つの画期とし、戦国的な、大名居館+家臣団+直属商工業者↑市場、という構造から、大名居館+家臣団↑町屋、という構造への変化をそこに見ている。そして、その中で、共同体としての「町」も成立していったことなどを指摘した。（戦国 織豊期の城下町 城下町における「町」の成立）高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ』東京大学出版会、一九九〇年

(8) 『清須 織豊期の城と都市』研究報告編 討論会の司会者発言、一五三頁。

(9) 千田嘉博「清須城とその城下町―地籍図による復元的考察―」〔清須 織豊期の城と都市〕研究報告編、五七頁。

(10) 『駒井日記』改訂 史籍集覧 第二五冊 史籍集覧研究会、一九九六

年、五二〇頁。以下、同刊本を「駒井」と略記する。

なお、引用箇所の後には「一、つしま（津島）すいひに付て五年之間諸役一円に御免被成候。然者市をも相立させ富貴仕候様二可被仰付。左候とて他郷之百姓一人も不可有之事」との一文も見られ、当該時期、津島の衰退という問題もあつたようである。

(11) 前註 (7) 小島論文、三六頁

(12) 『尾張名所図会』下巻 大日本名所図会刊行会、一九一九年。「尾張名所図会」は尾張全国九郡の名勝古蹟を図説・考証したもの。前編七巻（愛智郡・知多郡・海東郡・海西郡）は天保十二（一八四一）年の撰で、岡田啓・野口道直共著、小田切春江画。後編六巻（中島郡・春日井郡・葉栗郡・丹羽郡）は明治十三（一八八〇）年の撰で、右著者の遺稿を春江が編纂。本稿においては愛知県郷土資料刊行会からの上中下三巻本の復刻版（一九七〇年）を用いた。

(13) 「名古屋府城志」『名古屋叢書』第九巻（名古屋市教育委員会、一九八三年）一七六頁。「名古屋府城志」というのは、尾張藩士樋口好古による「郡村徇行記」の一部で三巻から成る。この「郡村徇行記」は国方吟味役や大代官といった職を勤めた彼が、自らの職務遂行の便宜のために、尾張全国を調査してまわって集めた情報に、藩の諸記録から採取した必要事項を加えて、一村ごとにまとめたもので、寛政四（一七九二）年に起稿し、文政五（一八三二）年に完成した。かなり信頼度の高い史料であるが、残念なことに一部散失しており、完璧な形では残っていない。

(14) 同史料、一七七頁。「船入町」の条（船杖町）、一七八頁。「大船町」の条（ただし同書には「迫間町」となっているが、この「迫」は「廻」の誤りであろう）。

(15) 「寛延旧家集」『名古屋叢書』第一二巻 名古屋市教育委員会、一九六三年、九頁。「寛延旧家集」は、寛延三（一七五〇）年九月、町奉行を通じて名古屋城下の旧家、主として清須越町人に書き上げさせたそれぞれの由緒を編集して一本としたもの。「清須越由緒有之町人」十三名、「清須越

之外由緒有之町人共」十五名(ただし、清須からの町人を含む)、「清須越之者」七十五名(ただし、駿河越の者四名を含む)、「御扶助之町人」十二名、計四項、百十五の各家の由緒が掲載されている。しかしながら、茶屋中島氏や人足問屋水谷氏、惣町代の花井氏等の由緒書は含まれていない。

(16) 同右史料、二七頁。

(17) 前註(13)史料、一八八頁及び一八六頁。ただし、今のところ高毛町や野田町については考えるべき材料を持たない。

(18) 前註(7)小島論文、三六頁。

(19) なお、商人たちの商業行為の統制は、商人司であった伊藤氏が行っていたと思われる。(前註(16)史料、六頁「本町 唐木屋 市右衛門」の書上)。

(20) 「酒井利孝氏所蔵文書」天正十八年八月晦日付坂井文助宛田中吉政知行安堵状、及び、「甚目寺文書」天正十八年九月三日付甚目寺宛田中吉政寺領安堵状。以上、「愛知県史」別巻 愛知県 一九三九年 五三九頁。

(21) 『張州府志』第一巻 名古屋史談会 一九一三年 八頁。

(22) 『愛知県史』別巻 愛知県 一九三九年 五七〇頁。

(23) なお、町共同体に宛てられた法令については、仁木宏氏が「被告・奉公人・牢人」(『高橋康夫・吉田伸之編「日本都市史入門Ⅲ」 東京大学出版会 一九九〇年)において中近世移行期の京都を対象に行った論考がある。

(24) 当該期豊臣政権の太閤・関白という二つの権力構成については、三鬼清一郎氏が「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座 日本歴史9』岩波書店一九七五年)において少々触れている。

(25) 『当代記』『史籍雜纂』當代記・駿府記』続群書類完成会 一九九五年 一〇四頁。ただし、秀忠からその判物が出されたのは、慶長十三(一六〇八)年八月二十五日になってからである(『大日本史料』第十二編之五 七五五頁)。

(26) 親吉は、慶長八(一六〇三)年に義直が甲州を与えられて以来、その傳となっていた(『士林浜泗』一『名古屋叢書統編』第一七巻〈名古屋市

教育委員会、一九六六年〉一七一頁)。なお、「士林浜泗」は享保四(一七一九)年頃までの尾張藩士の系譜の集大成。以下、同史料の記事は全て同刊本第一七巻(第二〇巻)に基づき、「士林」一」のように略記する。

(27) 『士林』三(一九六八年)三三五頁 山下氏勝条。氏勝は、妻が志水宗清の女で、義直の母も宗清女であることから、義直が三才の時以来、これに付いた。

(28) 『名古屋叢書』第四巻(名古屋市教育委員会、一九六二年)一八三頁「編年大略」というのは尾張藩の編年略史で、三次にわたり編纂され、第一次は慶長五(一六〇〇)年から慶安三(一六五〇)年まで、第二次は元禄十三(一七〇〇)年まで、第三次は明和八(一七七二)年までの内容。それぞれやや編集方針が異なる。最も整っているのは第一次の編纂だが、編述の経過についての詳細は不明。

(29) 前註(9) 千田論文、五〇頁。

(30) 前川要「近世城下町発生に関する考古学的研究」(『ヒストリア』第一二二号 一九八八年)等を参照のこと。

(31) 前註(9) 千田論文、五三頁。

(32) 詳細は、拙稿「近世城下町名古屋」の形成について」(前註(1))を参照のこと。

(33) 前註(28) 史料、一八三頁。

(34) 前註(28) 史料、一八六頁。

(35) ただし、この時期の町奉行は、後の幕藩体制確立後の「三奉行」の一としてのそれとは、支配組織内における地位や権限の大きさとといった点において未だ、異なるものである。すなわち、近世固有の支配体制の確立までには、いまだし時間がかかるといえよう。